



## 環境性能割とは？

2019年10月以降、自動車の取得時に環境性能に応じて課税する「環境性能割」が導入されています。  
新車・中古車とも対象となり、省エネ法の燃費基準達成度などに応じた税率が、取得価格に応じて課税されます。

(取得価額50万円以下は免税)

### 【自家用乗用車の場合】

	電気自動車等※	2020年度燃費基準			左記以外
		+20%	+10%	達成	
登録車	非課税		1%	2%	3%
軽自動車	非課税			1%	2%

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車

## 環境性能割の臨時的軽減措置

消費税率引き上げにともない、2019年10月1日以降に取得された登録車(自家用乗用車)・  
軽自動車(自家用乗用車)について、新車・中古車ともに環境性能割の税率から**1%分が軽減**されます。

### 【登録車】(自家用乗用車のみ)

基本税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

### 【軽自動車】(自家用乗用車のみ)

基本税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

# 臨時的軽減措置の 期限が延長されました!

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、2019年10月1日～  
2020年9月30日までであった臨時的軽減措置が**6ヶ月延長**されました。  
これにより、**2021年3月31日**までに取得したものが**税率1%軽減**の対象となります。

## 〈毎年の自動車税が下がっています!〉

2019年10月以降に取得された新車(自家用乗用車<登録車>)から、毎年かかる自動車税がすべての排気量で引き下げられています。例えば、2,000cc以下のクルマでは10~15%の減税に。  
2年目以降も同じ税額が適用されるため、保有期間を通じて減税となります。